

お知らせ なんたん



第20号(2の2)平成18年11月10日発行

不妊治療費助成事業について

南丹市では、子を希望しながらも恵まれず、不妊治療を受けられているご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療にかかった費用の一部を助成する不妊治療費助成事業を実施しています。

- 対象治療 不妊治療(診断のための検査除く)
- 対象者 南丹市に住所を有する夫婦もしくは夫または妻で、京都府内に1年以上引き続きお住まいの方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある男女を含む)
- 助成金額 不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の金額(治療回数は問いません)
※ただし、同一年度内(4月1日～翌年3月31日まで)の診療につき3万円を助成限度額とします。(夫婦双方が不妊治療を受けている場合は、それぞれにつき3万円、計6万円を助成限度額とします)
- 申請期限 診療日から1年以内
- 申請先 お住まいの地域の各支所健康福祉課窓口まで
その他、ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

◇問合せ先 健康課 健康推進係 TEL 68-0006
各支所 健康福祉課 保健福祉係
TEL 園部 68-0011 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

特定不妊治療費助成事業の助成期間拡大について

京都府では、保険治療による不妊治療に加え、体外受精および顕微受精を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療にかかった費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。このたび、本事業の助成期間が「通算2年間」から「通算5年間」に拡大されました。

- 対象治療 体外受精および顕微受精(特定不妊治療)
- 対象者 次の全ての条件を満たす方が対象となります。
 - ①夫婦の両者またはいずれかが京都府内にお住まいの方(ただし、京都市内にお住まいの方については京都市が助成します)
 - ②法律上婚姻している夫婦
 - ③府が指定した医療機関で特定不妊治療を受けた方
 - ④特定不妊治療によらなければ妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された方
 - ⑤夫および妻の前年の所得の合計額が650万円未満※所得の範囲および額の計算方法は、児童手当法施行令を準用します。
- 助成金額 1年度(4月1日～翌年3月31日まで)当たり10万円限度
- 助成期間 通算5年間(他市町村で特定不妊治療費の助成を受けた場合、その期間も含む)※既に2年間の助成を受けておられる方でも、残り3年分の助成が受けられます。
- 申請期限 治療が終了した日の属する年度内(今年度は平成19年3月まで)
※3月中に申請が間に合わない方は、必ず平成19年3月30日までに南丹保健所にご連絡ください。
- 申請先 お住まいの地域の各支所健康福祉課または南丹保健所まで

◇問合せ先 南丹保健所 健康支援担当 TEL (0771) 62-4753

人権講演会の開催について

市民一人ひとりが自らの問題として、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、「人権講演会」を開催し、みんなで考え学びあえる人権研修の機会とします。今回は、江嶋修作氏の講演を計画しました。楽しくテンポのいい話しぶりで講演される江嶋氏。人権問題について考える良い機会です。皆さんお誘い合わせの上、ご来場ください。お待ちしております。

- 日時 12月2日(土) 午後1時30分開会
- 会場 南丹市日吉町生涯学習センター「遊youひよし」ホール
- 講師 江嶋 修作 氏(解放社会学研究所所長) 演題:「輝いて生きるために」
- 入場料 無料

◇問合せ先 市民課 市民環境係 TEL 68-0005 FAX 63-0653
教育委員会 社会教育課 TEL 68-0057 FAX 63-2850

窓口業務時間延長の変更について

南丹市では合併後、試行として、各支所で住民票・印鑑証明および戸籍関係の証明発行業務を時間延長して対応してきましたが、利用状況により、**12月からは全市内を対象に、園部支所で毎月第2・第4水曜日に午後7時まで時間延長**することとし、他の支所については試行を11月末で終了させていただきます。

なお、印鑑証明以外の各証明につきましては、来庁いただかなくても郵便で申請していただき自宅へ証明書を送付する郵送請求も受け付けております。(定額小為替や返信用の封筒など必要です) 詳しくは市民課までお問い合わせください。

◇問合せ先 市民課 市民環境係 TEL 68-0005 FAX 63-0653

献血・骨髄ドナー登録にご協力ください

赤十字血液センターの採血車による献血と骨髄ドナー登録会を実施します。

日程	場所	受付時間
11月21日(火)	南丹市園部公民館	午前10時～11時30分 午後0時30分～3時30分

◇問合せ先 健康課 健康推進係 TEL 68-0006
園部支所 健康福祉課 保健福祉係 TEL 68-0011

休廃止マンガン鉱山労働従事者健康診断を実施します

すでに休廃止されたマンガン鉱山に、かつて従事していた方を対象として、下記のとおり休廃止マンガン鉱山労働従事者健康診断を実施いたします。受診を希望される方は、**11月20日(月)までに健康課までお申し込み**ください。

- 対象者 休廃止マンガン鉱山労働従事者
- 健診日時 12月6日(水)午後1時30分～3時30分
- 場所 南丹市日吉興風交流センター(南丹市日吉町田原)
- 実施機関 (財)京都工場保健会
- 負担金 1,000円(当日、受付でいただきます)
※詳しい内容は、申し込まれた方に直接ご案内します。

◇申込・問合せ先 健康課 健康推進係 TEL 68-0006 FAX 63-0653

狩猟期間のお知らせ

平成18年11月15日(水)から平成19年2月15日(木)までは狩猟期間です。例年同様、農林作物への鳥獣被害拡大防止のため、メスシカの狩猟が認められました。遠方から来られるハンターの増加が予想されるため、山に入られる際には、十分な注意をお願いします。

- 入山される皆さまへ
入山される際には、よく目立つ服装をすることやラジオなどの音が出るものを携帯するなど、事故防止にご協力をよろしくお願いいたします。
- 狩猟される皆さまへ
南丹市管内では、近年事故は発生していませんが、全国的には人をシカやイノシシと間違えて発砲する事故が発生しています。特に猟銃を使用される場合は、細心の注意をお願いします。

◇問合せ先 農林商工課 林業係 TEL 68-0050 FAX 63-0654

総合相談センター「みちしるべ」のご案内

司法書士による無料法律相談を行っています。相談を希望される方は、相談日の前の水曜日までに、下記までご予約ください。

地区	場所	日時
丹波	「道の駅丹波マークス」コミュニティホール	毎週土曜日/午後1時～4時
日吉	南丹市日吉町生涯学習センター「遊youひよし」会議室	毎週日曜日/午後1時～4時
瑞穂	総合保健福祉センター 会議室	毎週土曜日/午後1時～4時

◇予約・問合せ先 京都司法書士会事務局 TEL (075) 255-2566